

議案第 1 1 号

琴浦町光ファイバーネットワーク施設条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町光ファイバーネットワーク施設条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 3 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町光ファイバーネットワーク施設条例の一部を改正する条例

琴浦町光ファイバーネットワーク施設条例(平成27年琴浦町条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 地区遠隔制御装置 自治会内に設置する施設を利用した放送を行うための機器をいう。</u></p> <p>(工事の費用負担区分)</p> <p>第15条 <u>施設及び機器の設置等</u>に係る費用負担区分は、次のとおりとする。</p>				<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(工事の費用負担区分)</p> <p>第15条 <u>施設の設置</u>に係る費用負担区分は、次のとおりとする。</p>			
種別	負担	施工者	維持管理費負担者	種別	負担	施工者	維持管理費負担者
略				略			
加入者の自己都合による引込線及びONUの移転並びに撤去に係る工	加入者	町	二	加入者の自己都合による引込線及びONUの移転並びに撤去に係る工	加入者	町	<u>町</u>

事				事			
町の都合による引込線及びONUの移転に係る工事	町	町	二	町の都合による引込線及びONUの移転に係る工事	町	町	町
町が設置した自営柱等の移転及び撤去に係る工事	町	町	二	町が設置した自営柱等の移転及び撤去に係る工事	町	町	町
建設工事等による伝送路等の防護措置等に係る工事	建設工事等の発注者又はその施工者	町	二	建設工事等による伝送路等の防護措置等に係る工事	建設工事等の発注者又はその施工者	町	町
地区遠隔制御装置の設置に係る工事	町	町	町				
自治会の自己都合による地区遠隔制御装置の移転及び撤去に係る工事	自治会	町	一				
町の都合による地区遠隔制御装置の移転及び撤去に係る工事	町	一	一				

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。